川崎小学校　いじめ防止基本方針　ダイジェスト版

早期発見

早期発見のために

担任
被害者からの相談
周囲の子どもからの情報提供
日常観察・相談活動
日記等からの情報

教職員
定期的アンケート調査（6月、11月、2月）
生徒指導研修会
定期的教育相談（6月、9月、11月）
教職員同士の情報
保護者からの相談、申し立て

学校外
外部からの情報提供、通報

学校の感度を上げておく
発見の網（二重、三重に）

いじめのレベル（区分）について

	態　様	いじめの具体例
Ⅰ	・比較的軽度な言葉によるからかい，無視等（偶発，単発，一時的） ・些細なトラブルは担任が即指導 **→潜在的段階**	・けんか ・いじわる ・○○ごっこなどの過激な遊び
Ⅱ	・軽度な言葉によるいじめ，仲間はずれ，無視等（比較的短期） **→兆候段階**	・無視 ・悪質な悪口 ・嫌がらせ
Ⅲ	・レベル２が継続。蹴る，叩く，物かくし等，精神的苦痛を伴う実害がある。 **→一般化段階**	・物かくし ・仲間はずれ ・暴力的な扱い ・強要
Ⅳ	・生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑い（児童の自殺企図など） ・相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは，迅速に調査着手。） ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき **→無秩序段階** **または、→崩壊段階**	・暴行 ・脅迫 ・使いパシリ ・リンチ ・辱め ・残虐行為

いじめ　継続　具体的対応必要

早期対応

いじめの情報

上司への報告
学校いじめ防止対策委員会

緊急会議開催
・情報の整理
・「いじめ」かどうかの判断
・対応方針の確認

1　いじめの事実確認（正確に　迅速に）

被害者の安全確保

（1）被害者からの聴き取り
（2）周囲の子等からの聴き取り
・状況把握で事実を固める
（3）加害者からの聴き取り・事実確認
・事実をもって丁寧に行う
・自白の強要にならぬように

緊急会議
・全容の確認
・対応方針の確認

市教委への報告
・まずはいじめの事実を一報（電話・口頭）
・一旦指導が済んだものは
Ａ４版１枚で報告書提出
・市教委から指示の場合顛末報告書

2　いじめへの指導

被害者の安全確保

（1）加害者への指導
形式的謝罪のみにならぬよう
社会性の向上、人格の成長に主眼

（2）集団への指導
いじめは許されない行為
止めさせる、知らせる勇気
尊重し合う集団

（3）加害者保護者への対応
事実説明、協力要請、助言

（4）被害者、保護者への対応
事実説明、支援の決意・方針表明

（5）その他
懲戒の検討
観察、手段の確認　等

組織としての対応

3　重大事態の場合

（1）教育委員会
・調査 ⟶ 学校主体
教育委員会主体 ----→（調査委員会設置）
・被害児童生徒、保護者へ確認した事実を説明
今後の対応表明、実行
・市長への報告
----→（附属調査機関設置）----→（議会への報告）
----→（総合教育会議開催）
（2）犯罪の場合　警察への通報

未然防止

未然防止のために

【５つの感動を育む教育活動の推進】
○わかる授業づくり
○道徳教育・学校行事・体験活動の充実
○児童会によるいじめ撲滅取組み
○教職員いじめ防止研修会
○いじめ防止学校基本方針の共有・実行・見直し（毎年）
○Q-Uによるアンケート及びＫ１３法による検討会

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを生まない集団づくりのために

～いじめ防止に関わる様々な取組具体例～
○授業のユニバーサルデザイン化
○「川崎小10の約束」の取り組み
○縦割り遊び集会・清掃活動、全校合唱
○児童会でのいじめ防止についての話合い

いじめを生まない集団（学級）づくりに必要なこと

○一人ひとりに自己存在感を与える（居場所づくり）
・自分が価値ある存在であることを実感→自己肯定感
・学級が安心できる居場所になること
・学ぶ楽しさ、達成感、充実感を感じさせること

○共感的な人間関係を育成すること（絆づくり）
・認め合い、学び合い、話合いによる合意（折り合い）
→自己有用感、所属感、連帯感をもたせる
・自己理解・他者理解を促進するエクササイズを行い、「違う」ことを『多様性』として認め合うことができる

必携資料
○いじめ防止学校基本方針
○一関市いじめ防止基本方針
○いじめ防止対策推進法（Ｈ２５法律）
○いわて「いじめ問題」防止対応マニュアル
（岩手県立総合教育センター）